

KSKR

移動・送迎支援活動ニュース



《 2019 福祉有償運送学習会 》

～「道路運送法」改正（2006年）から13年～

地域生活における“移動・外出手段”
の現状と課題を考える！

改正「道路運送法」（2006年）以降、“登録制の福祉有償運送（自家用有償旅客運送）”や“許可・登録を要しない互助（実費）による輸送”などの取組みが、「高齢者の移動手段の確保に関する検討会・中間とりまとめ（2017年6月）」を受けた2018年3月「通達」のもとに、全国各地の多くの生活の場で進められています。

また、介護保険制度の地域支援事業（介護予防・日常生活支援総合事業）として福祉行政との連携による移動支援（送迎前後の生活支援：訪問型サービスD）の活用など、地域のニーズと資源に合わせた自家用有償運送による送迎支援の取組みも模索されてきています。

福祉有償運送の現状を全国統計（国交省）で見ると、自家用有償運送は「登録団体数」（2006年2,138団体→2018年3,134団体と996団体増）、「車両数」（2006年7,795台→2018年18,968台と11,173台増）の増加を示しています。しかし2017年度の福祉有償運送「登録件数」が「新規：112団体」に対して、「抹消（撤収・解散）：113団体」という現状があります。

また大阪府の現状を見ると、「移動制約者数」（2006年773,019人→2018年1,126,153人と35.3万人増）に比べて、逆に「登録団体数」（2006年158団体→2018年146団体と12団体減）となっており、2017年度の福祉有償運送「登録件数」は「新規：9」に対して「抹消：15団体」という、目を覆う状況があります。

これらは自家用有償運送が一定程度普及してきたが、限界に達してきている！！こと。そして“登録を要しない輸送”“訪問型サービスD送迎”への模索がはじまっている！！ことを示しています。各自治体で開催されている“福祉有償運送運営協議会”も、旧態依然とした上滑りな協議から脱出して、今こそ足元の生活の場における“移動送迎手段の確保”に向けた“地域の人”“福祉”“交通”の連携が問われていると考えています。

今回のセミナーでは、ますます深刻さを増してきている地域の“移動・外出”支援を含むさまざまな生活支援の確保を、買い物や病院への移動で困っている人を自分たちの“助け合い送迎”で取り組もうと「ボランティア送迎セミナー」や「ボランティア送迎運転研修」を開催し、社会福祉協議会も動く、行政もどうしたら制度の活用ができるのかを考えるようになってきているという積極的な面と、13年目を迎えた改正「道路運送法」とのギャップの問題点を、制度の運用や福祉との連携などの切り口にしながら課題を探るために企画されたものです。

目次

- 案内：2019 福祉有償運送学習会 …… 1
- 《報道資料》福祉有償運送 運営ピンチ …… 3
- 国交省通達「第122号2019.9.5」 …… 4
- 福祉有償運送運転講習会・案内 …… 5
- 資料（交通政策審議会／新見市） …… 7
- 報道資料（山陽新聞／山形新聞） …… 8

2019 福祉有償運送学習会

■ 日 時 : 2019年12月14日(土) 13:30~17:00

■ 会 場 : 大阪府社会福祉会館 503号室【地図:参照】

(地下鉄谷町線・長堀鶴見緑地線「谷町6丁目」駅南に/地下鉄谷町線・千日前線「谷町9丁目」駅北に)

■ 資料代 : 500円

■ 主 催 : NPO法人 移動送迎支援活動情報センター

■ 後 援 : NPO法人 全国移動サービスネットワーク、関西 STS 連絡会

【お問合せ】TEL/FAX : 06-4396-9189 伊良原・えのきぞの
E-mail : stsosaka@gmail.com

学習会・次第

講演 I

● 「道路運送法改正から13年、今後の課題を探る(仮題)」:

・講師: 嶋田 暁文 氏 (九州大学教授)

講演 II

● 「高齢者の移動手段確保検討会「中間まとめ(2017年)」と
足元の生活の場とのギャップをどう埋めるか(仮題)」:

・講師: 三星 昭宏 氏 (近畿大学名誉教授)

パネルディスカッション

- ・嶋田 暁文 氏 (九州大学教授)
- ・三星 昭宏 氏 (近畿大学名誉教授)
- ・六條 友聡 氏 ((社福)ぼぼんがぼん(大阪茨木))
- ・遠藤 準司 氏 (NPO法人 全国移動ネット、アクティブネットワーク)

まとめ

・柿久保 浩次 (関西 STS 連絡会)

----- (申し込み用紙) -----

氏 名	
団 体 名	
団 体 住 所 及び連絡先	〒 _____ 電話番号 (_____) FAX 番号 (_____)



【大阪府社会福祉会館】

大阪府中央区谷町7丁目4-15

- 地下鉄谷町線・長堀鶴見緑地線「谷町六丁目」駅
- 地下鉄谷町線・千日前線「谷町九丁目」駅



2019.3.9 移動送迎支援活動セミナーの様様

《資料（新聞報道）》

《高齢者や障害者を自家用車で安く》 福祉有償運送 運営ピンチ

(2019.9.11 西日本新聞)

自家用車を使って支援が必要な高齢者や障害者の移動を助ける低料金の「福祉有償運送制度」で、実施団体のNPO法人などが運営に苦慮している。利用料金に上限があるため採算が厳しい上、運転手の確保が難航しニーズに応えられないことも。公共交通機関でカバーできない人を救おうと始まった制度だが、既存事業者との調整も難しく、識者には見直しを求める声もある。

採算厳しい 運転手も足りない

8月下旬、福岡市中央区の病院に、福祉有償運送を実施する一般社団法人「錬身会 楽(らく)シー」(同市)の車が着いた。退院した大塚寿晃さん(48)＝同市西区＝が「やっと帰れるわぁ」と笑顔で乗り込む。約20分離れた自宅に向かった。

大塚さんは目が不自由で、月額8万円ほどの障害年金を頼りに暮らす。家から病院までタクシーだと片道5千円程度。この車なら2千円弱で済み「遠出のときは、本当に助かる」。

ただ、団体の運営は厳しい。利用会員は30人ほどだが、月の売り上げから車の維持費や運転手の人件費などを引くと、赤字になる。共同運営する訪問介護事業所が穴埋めしているという。

遠い地域の人が乗車を希望しても、送迎に時間がかかると車も運転手も足りず、断ることも。許山雅代表(40)は「公共交通が不便で、タクシー代がかさむ人を助けたい。利用したい人は、もっといると思うんですが…」と、もどかしげだ。

◇ ◇ ◇

実施団体苦慮 識者は「制度の見直しを」

福祉有償運送は2006年10月の道路運送法改正で制度化された。高齢化により1人で公共交通機関に乗れない人が増え、バスやタクシーの運行が十分でない過疎地も出てきたため。NPO法人などの団体が、条件を満たして国や自治体の登録を受ければ、同法で禁じられている自家用車での有償運送が認められる。

登録された団体数は、2006年度の2136が、2018年3月は2466に。九州7県では2006年度の約100が、2018年3月は159になった。数字上は徐々に増えている。

一方で九州運輸局によると、参入後に運送をやめる団体もある。九州各県の登録団体数は2018年3月時点で福岡29▽佐賀33▽長崎16▽熊本22▽大分0▽宮崎25▽鹿児島34と差があり、大分県は現在もゼロという。

運送中止や登録の地域間格差は、制度上の要因が大きいとみられる。

制度では参入時、自治体やバス・タクシー事業者などをつくる「運営協議会」で運送や料金などの合意を得る必要がある。料金はおおむねタクシー

の半額が上限。収益確保が難しく、運転手の報酬は低額になる。

団体の車が足りなければ、ボランティアの運転手が自分の車を走らせ、事故時は自らの任意保険で補償しなければならない。定年延長や再雇用で運転手も高齢化している。

登録団体は、訪問介護などの介護事業所が利用者サービスの一環で始め、運送の赤字分を事業所本体が穴埋めして、ぎりぎりの運用をしているケースが目立つ。福祉有償運送のみを単独で手掛ける団体は、より経営が厳しくなる。

◇ ◇ ◇

そうした団体の一つが、人工透析患者を支援するNPO法人「通院送迎センターステップ福岡」(同市)。2018年度は、法人と運転手31人の車で、利用者41人を病院に送迎した。

福祉有償運送を始めた2007年度以降、料金は最初の3ヶ月が400円で、それ以降は1ヶ月ごとに100円を加算していたが、経営難で今年8月から値上げした。赤字のほか、運転手の高齢化と確保にも悩む。落合律子副理事長は、「今は運転手の熱意で続いている状態。最低限の報酬を支払い、人手を確保できる制度にしないと、継続は難しい」と語る。

制度を持続するには、どうするか。九州大大学

院の嶋田暁文教授(行政学)は、「今はニーズに比べて登録が進んでいない」と見ており、「運営協議会に入る交通事業者が既得権を守るため、新規参入を制約しがちなのが理由。行政もタクシー事業者に配慮し、登録団体への補助をしにくい。現行制度のままでは、サービスが広がらない」と説明する。

その上で、登録要件から運営協議会の合意をなくし、福祉有償運送でタクシーなどに影響が出るか、実証実験をして参入の合意形成をするよう提案する。

嶋田教授は「タクシー利用が大きく減れば、数年間は行政側がタクシーチケットを配るなどして穴埋めしてはどうか。福祉有償運送の団体に、車両購入や保険料を補助することも必要。これらを自治体が利害調整しながら進め、交通事業者と登録団体が共生できる方法を考えるべきだ」と指摘する。(河野賢治)

【写真】：福祉有償運送の車に乗り込む大塚寿晃さん(中央)。車内では、スタッフとの会話も弾んだ。



《 国交省通達：国自旅第122号 》

「福祉有償運送の登録に関する処理方針について」(一部改正 2019年9月5日)

この改正は、地域住民の生活に必要な旅客輸送を確保するため、一般旅客自動車運送事業者によることが困難であり、地域の関係者が必要であると合意した場合に、一定の要件を満たした市町村や特定非営利活動法人等による自家用自動車を使用した有償旅客運送を可能とする登録制度を創設し、輸送の安全及び旅客の利便の確保を図ること等を目的とするものである。

本目的を踏まえ、福祉有償運送の登録に関する処理方針を別添のとおり定めたので、各地方運輸局及び沖縄総合事務局においては、その趣旨を十分理解の上、遺漏のないよう取り扱われたい。

なお、本通達の発出に伴い、「福祉有償運送及び過疎地有償運送に係る道路運送法第80条第1項による許可の取扱いについて」(2004年3月16日付け国自旅第240号)は廃止するものとする。

通達「福祉有償運送の登録に関する処理方針について」(国自旅第122号)

新	旧
<p style="text-align: center;">福祉有償運送の申請に対する処理方針</p> <p>(3) 安全な運転のための確認等及び乗務記録の実施</p> <p>①施行規則第51条の18第1項に定める、運送者が乗務しようとする運転者に対して行う確認、指示は対面により行うよう努める。<u>運営協議会において対面での確認が困難であると認められた場合には、地域の実情を踏まえ、輸送の安全の確保の観点で適当と認められた方法により、必要な確認、指示を確実に実施できる体制を整備し実施すること。</u></p>	<p style="text-align: center;">福祉有償運送の申請に対する処理方針</p> <p>(3) 安全な運転のための確認等及び乗務記録の実施</p> <p>①施行規則第51条の18第1項に定める、運送者が乗務しようとする運転者に対して行う確認、指示は対面により行うよう努める。対面での確認が困難である場合には、<u>電話により必要な確認、指示を確実に実施できる体制を整備し実施すること。</u></p>

国土交通省
認定講習

移動・送迎サービス 運転協力者講習会

福祉有償運送運転者及びセダン等運転者「運転協力者講習会」

私たちが取り組んでいる福祉有償運送(移動送迎支援活動)は、非営利法人であれば改正「道路運送法79条」(2006年10月1日施行)に登録すれば可能となっています。

□ 改正「道路運送法」では、「**運転者の要件**」として「国土交通大臣認定の講習修了者」という要件が新設され、講習内容も**最低470分(セダン車等研修を含む)**が規定されています。□

「道路運送法」改正の目的は、「**過疎地の生活交通や要介護者・身体障害者等の移動制約者の移動を確保**」(国土交通省)とされているものの、手続きの煩雑さゆえに各地ではやむなく撤収する団体も出ている状況です。

私たちは「福祉有償運送運転者及びセダン等運転者講習」として国交省認定(2006年12月1日)を済ませ、活動継続への支援と、**移動送迎支援活動**のすそ野を広げる努力を行っているところです。この機会に受講いただき、それぞれの地域で取り組みを継続・拡大されるようお願いいたします。

※カリキュラム全てに出席された方には、**運転協力者講習の「修了証」**を発行いたします。



📅 日 時: ① 11月2日(土) (9時30分～17時30分 ※昼休憩45分含む)
② 11月3日(日) (10時～11時30分:セダン講習
(介護資格の無い人:セダン講習希望者対象))

※いずれも開場・受付は20分前から

📍 会 場: NPO法人 日常生活支援ネットワーク1階

大阪市浪速区敷津東3丁目6番10号【チラシ裏面:地図参照】

👤 定 員: 20名程度 (定員になり次第締め切らせていただきます【先着順】)

👤 参加費用: 9,000円/名 (関西STS連絡会非加入団体は15,000円/名)

※いずれもテキスト代が別途1,000円必要となります。

※セダン講習を希望される方は1,000円で実施します。

※運転適性診断を希望される方は1,500円で実施します。

(当日受付でお支払いください。)

👤 主 催: NPO法人 移動送迎支援活動情報センター

👤 共 催: 関西STS連絡会

【申込み・問合せ先】

NPO法人 移動送迎支援活動情報センター

(担当 えのきぞの、いらはら)

TEL:06-4396-9189 FAX:06-4396-9189

(お申し込みは別紙FAX用紙にて受け付けています)



福祉有償運送運転者及びセダン等運転者講習会

□ 講習内容 □

【9時30分～17時30分（昼休憩45分含む）】

- 【第1章】 運転協力者研修の目的と研修の進め方
- 【第2章】 移動・送迎サービスとは
- 【第3章】 移動・送迎サービスの利用者を理解する
- 【第4章】 利用者の心理と接遇
- 【第5章】 必要とされる介助と活動の様子
ガイドヘルプ及び車イス体験・介助実習
- 【第6章】 移動・送迎サービスに必要な心構えとマナー
- 【第7章】 福祉車両について

【第8章】 移動・送迎サービス関連の交通法を理解する

【第9章】 福祉車両への乗降及び運転実技

————— 修了式 —————
※17時30分～ 適性診断（希望者のみ）

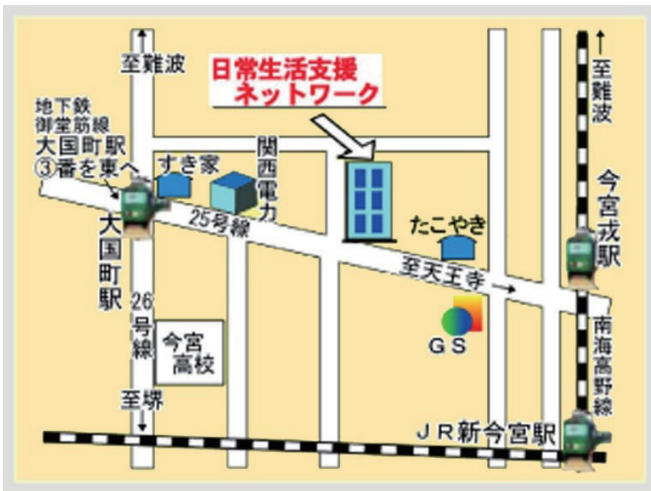
□セダン講習（希望者のみ） □【10時～11時30分】

【第9章】 セダン車両への乗降及び運転実技

セダン車両へ乗降・介助実習

【第10章】 セダン車等運転研修（座学）

————— 修了式 —————



地下鉄「大国町」駅・東側、南海線「今宮戎」駅、西側

・作業所内やサービスを提供中の賠償事故に備え

事業者総合賠償責任補償制度

・職員や活動中の支援者の事故に備え

傷害見舞金補償制度

障害者補償制度20余年の実績の

AIG 保険会社

ジェイアイシーウエスト(株)

TEL : 06-6941-5187 FAX : 06-6944-1728

自動車保険等あらゆる保険の事はご相談ください

申し込み用紙

希望日 (○印を)	①11月2日(土) ②11月3日(日) (セダン講習希望者のみ) ③12月7日(土) ④12月8日(日) (セダン講習希望者のみ)
団体名	<input type="checkbox"/> 運営協議会に届出(予定を含む)の事業者 <input type="checkbox"/> 4条許可の事業者 <input type="checkbox"/> 43条許可の事業者
団体住所 及び連絡先	〒 _____ 電話番号(_____) FAX 番号(_____)
(ふりがな) 参加者氏名等	(ふりがな) 氏名 住所 〒 _____ 生年月日 年 月 日 移動送迎支援活動歴 <input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> 1年以下 <input type="checkbox"/> 1年以上
	(ふりがな) 氏名 住所 〒 _____ 生年月日 年 月 日 移動送迎支援活動歴 <input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> 1年以下 <input type="checkbox"/> 1年以上
福祉に関する 免許・資格	例：ホームヘルパー2級
適性診断	要 ・ 不要

定員超過のため参加をお断りせざるを得ない場合のみ、こちらよりご連絡さし上げます。

個人情報保護法に基づき提供された個人情報はその目的以外の用途には利用しません。

FAX.06-4396-9189

《 資料（交通政策審議会） 》

交通政策審議会交通体系分科会 第16回地域公共交通部会

(2019.9.27 加藤博和委員（名古屋大学）提出資料より抜粋）

6. 自家用有償運送

- ・「運営協議会のあり方検討会」「高齢者の移動手段の確保に関する検討会」でまとめた方針が、現場で全く実感できない（普及啓発イベントも皆無）。これら方針を再整理し、現場で徹底するだけでなくいぶん改善するはず。
- そのためにも、運営協議会の再編（過去のいきさつのゼロクリア）をすべき。そもそも運営協議会という言葉が意味不明。
- 福祉有償運送運営協議会は、活性化再生協議会との連携を念頭としつつ、タク・市町村福祉輸送・許可登録不要輸送も含めた福祉輸送全般を協議する「福祉交通会議」に再編してはどうか？ 自分で動けない高齢者は福祉交通会議、動ける高齢者は活性化協議会という分担がよい。これらは地域包括ケアとの関係にも留意して進めることが重要。

7. 協議組織

- 各種協議組織の乱立については、要綱・規約で合同会議と規定すれば一本化できる。国としては、“活性化再生法の協議会”と“道路運送法の地域公共交通会議（公共交通空白地有償運送の運営協議会を含む）”の一本化を強く推奨してはどうか？
- “実行機関（計画推進本部）”という色彩を強めるべき。「協議会」「会議」という言葉がよくない？
- MaaSや運輸連合を行うことを念頭に、協議会を法人化できる必要あり。
- タク事業者による自家用有償の運行管理を協議会で認める仕組みにすべき（わざわざ国家戦略特区である必要はない〈協議会がむだに増えるだけ〉）。

《 資料（新見市広報） 》

見つめ直そう 日々の移動手段 みんなで乗ろう！ 公共交通

(岡山県新見市・広報より)



公共交通空白地有償運送支援事業

市内の公共交通空白地の解消を目的とし、地域で有償運送をされる特定非営利法人（NPO法人）や地縁団体などに、初期投資や運営経費の一部を補助する制度です。

運行区域など

- ・公共交通空白地
- ・路線バスおよび市営バスが運行されているが、便数が極端に少ない地域など（路線については、新見市地域公共交通会議の承認が必要です）

補助対象事業など

(1) 運行事業

補助率 10 / 10

補助対象路線ごとに、営業費用から営業収益を差し引いた合計額

ただし、補助対象路線ごとの営業費用の 8 / 10 を限度

(2) 車内等設備整備事業

補助率 10 / 10（ただし 300 万円を限度）

- ・車両購入費（登録諸経費を含む）
- ・公共交通空白地有償運送の円滑な運行の確保のため、必要と認められる付属品、運行管理用の通信機器など（冬用タイヤ、車体ラッピング、運賃箱、電話機、パソコンなど）の購入費

(3) 運転資格取得事業

補助率 10 / 10

公共交通空白地有償運送をする運転手の資格取得のために必要な国土交通省が認定する資格受講料（2種免許取得費用は除く）

【問い合わせ先】生活環境課 TEL [72]6122

《 資料（新聞報道） 》

「通いの場」参加で介護保険に効果／岡山県65歳以上対象に調査

(2019.10.7 山陽新聞)

地域の公園や公民館で趣味や体操を楽しむ「通いの場」に参加する高齢者は、参加しない人より健康が悪化したと感じる割合が低い。岡山県は、岡山市内で7日開いた介護予防交流フォーラムで、吉備中央町の65歳以上を対象にしたこんな調査結果を示した。

県は、通いの場に自力で行くのが難しい高齢者を地域住民のボランティアが誘い出し、送迎する「通所付添（つきそい）サポート事業」を2017年度から吉備中央町で展開。2018年12月、現在の健康状態を「とても良い」「まあ良い」「あまり良くない」「良くない」の4段階で尋ね、サポート事業スタート前の2017年7月時点の回答と比較した。

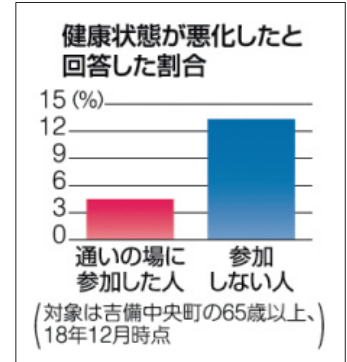
比較可能な1486人を見ると、「まあ良い」が「あまり良くない」に変わるなど悪化した割合は、通いの場に参加していない人が13・4%だったのに

比べ、参加した人は4・5%にとどまった。さらに参加した人の半数以上は、80代を中心としたサポート事業の利用者だった。

調査の分析を担当した千葉大予防医学センターの近藤克則教授（予防医学）は、フォーラムの基調講演で「よ

り高齢な方でも連れ出すことによる（介護予防の）効果が確認できた。この取り組みを岡山モデルとして全国に発信してほしい」と話した。

サポート事業の活動発表もあり、吉備中央町をはじめ備前市、矢掛、奈義町の住民ボランティアらが具体例を紹介した。



《 資料（新聞報道） 》

《山形で地域交通シンポ》 高齢者の移動手段／先進的な事例紹介

(2019.10.5 山形新聞)

地域交通を考えるシンポジウムが4日、山形市総合福祉センターで開かれ、NPO法人 全国移動サービスネットワーク（東京）の職員が講演し、高齢者の移動手段となる地域交通システムの先進事例を紹介した。

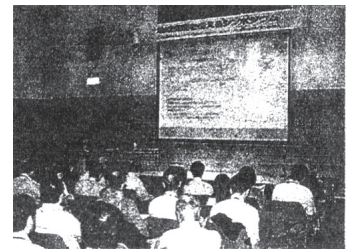
「やまがた福祉移動サービスネットワーク」（斎藤丈夫代表）が初めて開催。市内外の約120人が参加した。同NPOの職員2人が講師を務め、河崎民子副理事長（神奈川県大和市）は「高齢者の移動手段を考える」と題して講演した。

事例紹介のうち、岡山県で実践している高齢者サロン送迎は運転者と付き添い者の2人体制による事業。往路と復路で2人の業務を交換し、実質

片道の付き添い業務に自治体が補助金を交付する仕組みという。また車両を自治体や住民、社会福祉法人が提供して運行する事例を説明した。

河崎副理事長は「持続可能な地域社会をつくるためには、高齢者の介護予防や外出に関して、住民や事業者が行政と協働する必要がある」と語った。

【写真】：地域交通システムの先進事例について理解を深めたシンポジウム＝山形市総合福祉センター



編集人：

編集人／NPO法人 日常生活支援ネットワーク 移動・送迎支援活動ニュース編集部

〒556-0012 大阪市浪速区敷津東3丁目6-10 TEL・FAX 06-4396-9189

発行人／関西障害者定期刊行物協会

〒543-0015 大阪市天王寺区真田山町2-2 東興ビル4F

定価／100円